

新潟県条例第16号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び別表の項の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前																					
<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p><u>(22)の2 法第52条第6項第3号の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(23)～(28) (略)</p> <p>(29) <u>法第55条第3項又は第4項第1号若しくは第2号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(30)～(31)の4 (略)</p> <p><u>(31)の5 法第58条第2項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(32)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23)～(28) (略)</p> <p>(29) <u>法第55条第3項第1号又は第2号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(30)～(31)の4 (略)</p> <p>(32)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>																					
<p>別表（第28条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>8の2 法第52条第6項第3号の規定により建築物の容積率に関する特例の認定の申請をしようとする者</u></td> <td><u>1件につき 27,000円</u></td> </tr> <tr> <td>9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10 法第53条第4項又は<u>第5項第1号から第3号までの規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>10の2 法第53条第5項第4号の規定により建築物の建蔽率に</u></td> <td><u>1件につき 160,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		手数料を納めなければならない者	手数料の額	1～8 (略)	(略)	<u>8の2 法第52条第6項第3号の規定により建築物の容積率に関する特例の認定の申請をしようとする者</u>	<u>1件につき 27,000円</u>	9 (略)	(略)	10 法第53条第4項又は <u>第5項第1号から第3号までの規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)	<u>10の2 法第53条第5項第4号の規定により建築物の建蔽率に</u>	<u>1件につき 160,000円</u>	<p>別表（第28条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10 法第53条第4項又は<u>第5項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を納めなければならない者	手数料の額	1～8 (略)	(略)	9 (略)	(略)	10 法第53条第4項又は <u>第5項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)
手数料を納めなければならない者	手数料の額																						
1～8 (略)	(略)																						
<u>8の2 法第52条第6項第3号の規定により建築物の容積率に関する特例の認定の申請をしようとする者</u>	<u>1件につき 27,000円</u>																						
9 (略)	(略)																						
10 法第53条第4項又は <u>第5項第1号から第3号までの規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)																						
<u>10の2 法第53条第5項第4号の規定により建築物の建蔽率に</u>	<u>1件につき 160,000円</u>																						
手数料を納めなければならない者	手数料の額																						
1～8 (略)	(略)																						
9 (略)	(略)																						
10 法第53条第4項又は <u>第5項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)																						

<p><u>関する特例の許可の申請をしようとする者</u></p>	<p>(略)</p>	<p>11～13 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>14 <u>法第55条第3項又は第4項各号の規定により建築物の高さの許可の申請をしようとする者</u></p>	<p>(略)</p>	<p>14 <u>法第55条第3項各号の規定により建築物の高さの許可の申請をしようとする者</u></p>	<p>(略)</p>
<p>15～16の4 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>15～16の4 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>16の5 <u>法第58条第2項の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u></p>	<p><u>1件につき 160,000円</u></p>		
<p>17～30 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>17～30 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>31 <u>法第86条第2項の規定により一の敷地とみなすことによる特例の認定の申請をしようとする者</u></p>	<p>1件につき、建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>31 <u>法第86条第2項の規定により一の敷地とみなすことによる特例の認定の申請をしようとする者</u></p>	<p>1件につき、建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>32 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>32 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>33 <u>法第86条第4項の規定により一の敷地とみなすこと等による特例の許可の申請をしようとする者</u></p>	<p>1件につき、建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>33 <u>法第86条第4項の規定により一の敷地とみなすこと等による特例の許可の申請をしようとする者</u></p>	<p>1件につき、建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>34 <u>法第86条の2第1項の規定により一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請をしようとする者</u></p>	<p>1件につき、建築物(新築又は増築等に係るものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>34 <u>法第86条の2第1項の規定により一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請をしようとする者</u></p>	<p>1件につき、建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>35 <u>法第86条の2第2</u></p>	<p>1件につき、建築物(新</p>	<p>35 <u>法第86条の2第2</u></p>	<p>1件につき、建築物(一</p>

<p>項の規定により一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等における各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請をしようとする者</p>	<p><u>築又は増築等に係るものに限る。</u>以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額1件につき、建築物(新築又は増築等に係るものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(略)</p>	<p>項の規定により一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請をしようとする者</p>	<p><u>敷地内認定建築物を除く。</u>以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額1件につき、建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(略)</p>
<p>36 法第86条の2第3項の規定により一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請をしようとする者</p>	<p>36 法第86条の2第3項の規定により一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請をしようとする者</p>	<p>36 法第86条の2第3項の規定により一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請をしようとする者</p>	<p>36 法第86条の2第3項の規定により一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請をしようとする者</p>
<p>37～40 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>37～40 (略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。